

大阪府 大阪市公報

発行所
大 阪 市 役 所
大 阪 市 北 区 中 之 島 1-3-20
電 話 06-6208-7444

目 次

告 示

- 大阪市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想…………… 3
- 落札者等の公示…………… 8
- 落札者等の公示…………… 9
- 都市公園法に基づく都市公園を設置すべき区域の変更…………… 9
- 開発行為に関する工事の完了…………… 11
- 建築基準法に基づく公告許可対象区域内における一敷地内許可建築物以外の建築物の位置等の許可…………… 13
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定…………… 13
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の変更…………… 15
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止…………… 15
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の休止…………… 17
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退…………… 17
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定…………… 18
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の変更…………… 19
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永

住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止	20
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の休止	22
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の辞退	22
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定	23
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の廃止	24
○大阪市国民健康保険料の収納事務委託	25
○大阪市後期高齢者医療保険料の収納事務委託	26
○大阪市介護保険料の収納事務委託	26
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	26
○大阪市立こども文化センターの指定管理者が大阪市立男女共同参画センター西部館の施設内において行う事業の内容等の承認	29
○土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定	32
○放置自動車の処理	34
○道路法違反物件の除却	34
○昭和51年大阪市告示第733号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部改正	34
○指定管理者の指定の申請に関する公告（大阪市立阿倍野防災センター）	35
○大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の名称変更	39
○指定給水装置工事事業者の指定	39

告

示

大阪市告示第160号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条の規定により、大阪市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を次のとおり定めましたので、同条第6項の規定により公告する。

令和元年6月21日

大阪市長 松 井 一 郎

大阪市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

第1. 本構想について

本構想は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「促進法」という。）第6条の規定に基づく「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」として、本市が今後10年間に於いて育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするために「大阪府農業経営基盤強化促進基本方針」（平成28年4月1日改正）に即して策定します。

なお、本構想では、促進法第6条第2項各号に掲げる事項（目次の第2～第6）を定めるものとし、都市農業の振興及び都市農地の保全については、「大阪市都市農業振興基本計画（平成30年6月策定）」に基づき取り組みます。

第2. 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 大阪市農業の現状と課題

本市の農業は、軟弱野菜を中心に、米、花き等の生産が行われてきましたが、住宅用地のみならず、鉄道、道路、公営住宅、学校などの公共用地へと転用されるなど都市化が進み、都市住民と農家が混住化し、市街地の急激な拡大の中で、農家と周辺住民との間に軋轢が生じることや、地価の上昇による土地所有コストの増大等が進んでいます。

このような都市化に伴い、人口減少と少子高齢化の急速な進展、また、都市農業者の高齢化、担い手不足が深刻化しており、今後、相続を契機とした農地の減少が一層加速化することが危惧されます。農家の大多数は小規模であり、他産業の労働力として主な収入を得ていることから、自家消費程度に生産しています。一方、消費地に近接している立地条件を生かし、軟弱野菜等の生産等収益性の高い農業経営を行っている農家もあります。

(1) 農地の状況

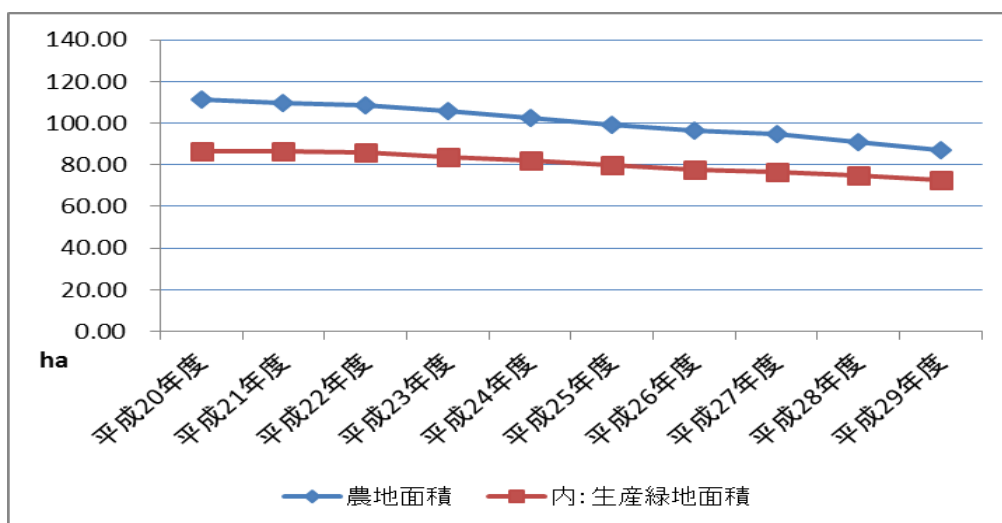
平成29年度の本市の農地面積は87.15haであり、過去10年間で24.23ha減少しています。同様に、生産緑地も13.84ha減少しているものの、生産緑地は農地全体の約84%を占めており、生産緑地制度の活用により市内農地の保全が図られています。

農地面積の推移

単位: ha

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
農地面積	111.38	110.03	108.54	105.73	102.77	99.33	96.74	94.83	90.82	87.15
内: 生産緑地面積	86.62	86.35	85.96	84.03	82.23	79.64	77.90	76.51	74.96	72.78

大阪市調べ



(2) 農家戸数の状況

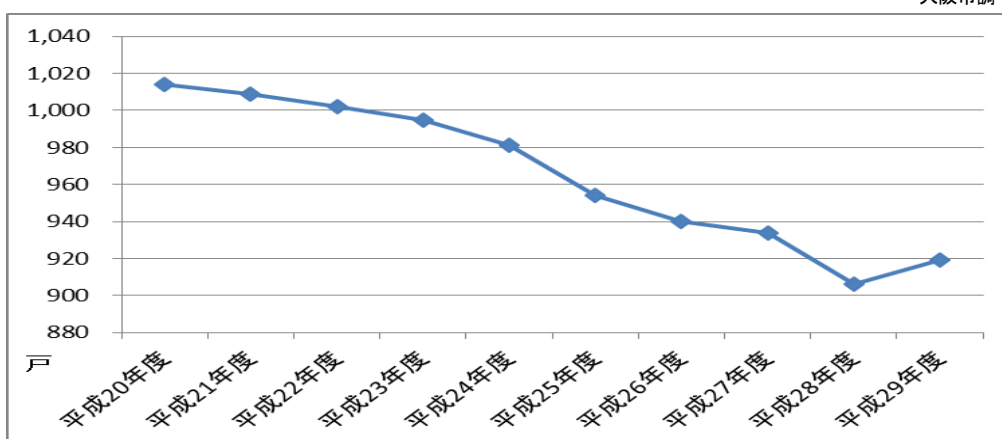
平成29年度の本市の農家戸数は919戸であり、平成20年度の1,014戸に比べ95戸（約9%）減少しています。

農家戸数の推移

単位: 戸

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
農家戸数	1,014	1,009	1,002	995	981	954	940	934	906	919

大阪市調べ



2. 農業経営基盤の強化の促進に関する取り組み

本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、促進法に基づき、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、農業者又は組織経営体が作成した農業経営改善計画を認定することで、効率的かつ安定的な農業経営者を育成・支援します。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざす農業者が、地域における他産業従事者並の年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり600万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、こうした水準を達成した農業経営者が本市農業生産の相当部分を担うことをめざします。

3. 農業経営基盤強化の促進に関する手法

本市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域農業の振興を図るために行う自主的な努力を促進します。

4. 農業経営基盤強化の促進に係る指導体制及び事項

大阪府中部農と緑の総合事務所、大阪市農業協同組合との連携の下で濃密な指導を行えるよう定期的な協議を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断するとともに、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導を行います。

また、農業経営改善計画の認定を受けた農業者もしくは組織経営体（以下「認定農業者」という。）又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策等の指導を行います。

なお、農業経営改善計画の中間年及び期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行います。

第3. 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第2に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりです。

1. 営農類型ごとの経営規模の指標

【個別経営体】

営農類型	経営面積 (a)	内容	労働力 (時間)	所得 (万円)	備考
野菜専作 (ハウス＋ 露地)	59a	しゅんぎく周年 ハウス 延べ 200a 露地 延べ 60a トマト ハウス 延べ 11a 大阪しろな ハウス 延べ 10a 田辺大根 露地 延べ 6a 天王寺蕪 露地 延べ 5a 勝間南瓜 露地 延べ 3a その他 延べ 21a	(主)2,000 (補)4,000 (雇)2,200 (計)8,200	600 [800]	

野菜＋水稻	43a	しゅんぎく 露地 延べ 40a ほうれんそう 露地 延べ 30a こまつな 露地 延べ 30a 田辺大根 露地 延べ 3a 水稻 5a	(主)2,000 (補)3,500 (計)5,500	600	
花き専作 (苗物専作)	62a	花壇苗 パンジー ハウス 延べ 16a ビオラ ハウス 延べ 8a ベコニア ハウス 延べ 8a マリーゴールド ハウス 延べ 8a ハボタン ハウス 延べ 7a その他花壇苗 ハウス 延べ 50a	(主)2,000 (補)2,850 (雇)2,600 (計)7,450	580 [720]	ポッティン グマシ 播種機

営農類型	経営面積 (a)	内容	労働力 (時間)	所得 (万円)	備考
花き＋野菜	80a	花壇苗 (ハボタン、パンジー等) ハウス 延べ 20a 野菜 (さつまいも、じゃがい も、里芋、だいこん等) 露地 延べ 60a	(主)2,000 (補)2,000 (雇)3,200 (計)7,200	600 [880]	直売所

(注1) 所得の項目において〔 〕の数字については、補助労働を含めた農家所得の合計である。

(注2) 労働力は家族労働として主たる経営者1名と専従者2名を想定した。専従者は1人当たり年間2,000時間を上限とする労働とし、それ以外に労働力が必要なときは雇用労働で確保した。

時期・季節に伴う労働力の調整については、特に配慮していない。

【組織経営体】

営農類型	経営面積 (a)	内容	労働力 (時間)	所得 (万円)	備考
きのこ専作	4.5a	しいたけ周年 ハウス菌床 42,000床	構成員 5 (主) 1 (補) 4	600	直売所

(注1) 所得には構成員賃金及び雇用労賃を含んでいる。

(注2) 専従者は1人当たり年間2,000時間を上限とする労働とし、それ以外に労働力が必要なときは雇用労力で確保した。時期・季節に伴う労働力の調整については特に配慮していない。

2. 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

(1) 生産方式

・ 水稲

共同利用施設の設置や機械化による省力化を進めるとともに、受委託の推進等による低コスト生産を進めます。

また、消費者ニーズに対応した良食味米や減農薬栽培米等の生産を進めるため、適正品種の選定と品種に合った栽培技術の普及を徹底します。

・ 野菜

多様化する消費者ニーズに対応するため、低コスト生産、契約取引向け生産、高付加価値型生産及び直売等を推進します。

・ 花き

多様化する消費者ニーズに即応した新品種、品目の導入を進めます。

また、高品質花きを安定的に出荷できる生産体制の整備等により、他産地に対する競争力の強化を図ります。さらに、フェロモン剤等の利用による薬剤散布の低減等、環境保全型農業の推進に向けた技術体系を確立します。

・ 観光農業

消費者ニーズと周年運営を考えた品目・品種の導入、栽培技術の導入を進めます。

また、直売施設や市民農園等、他の観光施設との広域的な連携を進め、一体となった集客対策を推進します。

・ 大阪エコ農産物認証制度にもとづく農産物生産

農薬や化学肥料等の使用を削減し、環境への負荷をより軽減して栽培された農産物に対する府独自の認証制度「大阪エコ農産物認証制度」の積極的な推進、消費者や流通関係者への制度のPR等により、多様化した消費者ニーズの充足と生産者メリットの創出を図ります。

(2) 供給方式

「大阪市なにわの伝統野菜」などの市内産農産物を広くPRするなど市内産農産物のブランド化を進めます。

また、市民の食に対する多様なニーズを重視し、従来から行われてきた契約栽培や産地直売に加えて、IT技術を活用した生産者と需要者との電子取引や都市住民が生産に参画した契約生産等、多様な供給方式を促進します。

(3) 経営管理の方法

簿記記帳の普及を引き続き進めるとともに、記帳データに基づく経営分析等を通じ、経営の合理化、健全化を進めます。また、パソコン等の

情報機器の活用による情報収集能力を高めます。

(4) 農業従事の態様

他産業並みの労働時間と収入を実現するため、農作業環境の一層の改善と休日制や給料制の導入など、労働条件の改善を進めるとともに、雇用確保をしやすい体制の充実を図ります。また、機械化の進展に伴う労働安全性の強化を図るため、休息時間の確保等、機械の安全使用に努めます。

第4. 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していくために、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとします。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取り組み

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談のあった者を就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要です。そのため、本市への就農希望者に対して、技術・経営面については大阪府中部農と緑の総合事務所や大阪市農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していきます。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき水準

新たに農業経営を営もうとする青年等が、就農時に目標とすべき水準は、本構想第2の2に掲げる年間農業所得の3割程度とし、労働時間を1,200時間以上とします。また、経営開始から5年後に達成すべき所得水準は年間農業所得250万円とし、労働時間を1,600時間以上とします。

なお、経営開始から5年後の指標となる経営類型は本構想第3に掲げる営農類型に準じ、農業経営の規模は営農類型の規模実面積の約4割とします。

また、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する指標は本構想第3に掲げる指標に準ずることとします。

第5. 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市内農地は全都市街化区域内のため、本事業には該当しません。

第6. 農地利用集積円滑化事業に関する事項

市内農地は全都市街化区域内のため、本事業には該当しません。

(経済戦略局産業振興部産業振興課)

次のとおり落札者等について公示する。

令和元年6月21日

大阪市長 松 井 一 郎

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎契約管財局契約部契約課業務委託グループ（大阪市中心区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館9階）

①平成31～35年度営業所オンラインシステム運用支援業務委託 一式 ②一般 ③1.5.16 ④NECフィールディング（株） 西日本営業本部 関西第一営業部 大阪市中心区城見1-4-24 NEC 関西ビル17階 ⑤107,810,352円 ⑥31.3.8

（契約管財局契約部契約課）

大阪市告示第162号

次のとおり落札者等について公示する。

令和元年6月21日

大阪市長 松 井 一 郎

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎教育委員会事務局総務部総務課（大阪市中心区中之島1丁目3番20大阪役所3階）

①マイクロソフトEES契約（Windows） ライセンス取得・管理等業務委託 ②随意契約 ③元.5.20 ④㈱大塚商会 LA 関西営業部 大阪府大阪市福島区福島6丁目14番1号 ⑤32,654,508円 ⑥31.4.12 ⑦地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項

（教育委員会事務局総務部総務課）

大阪市告示第163号

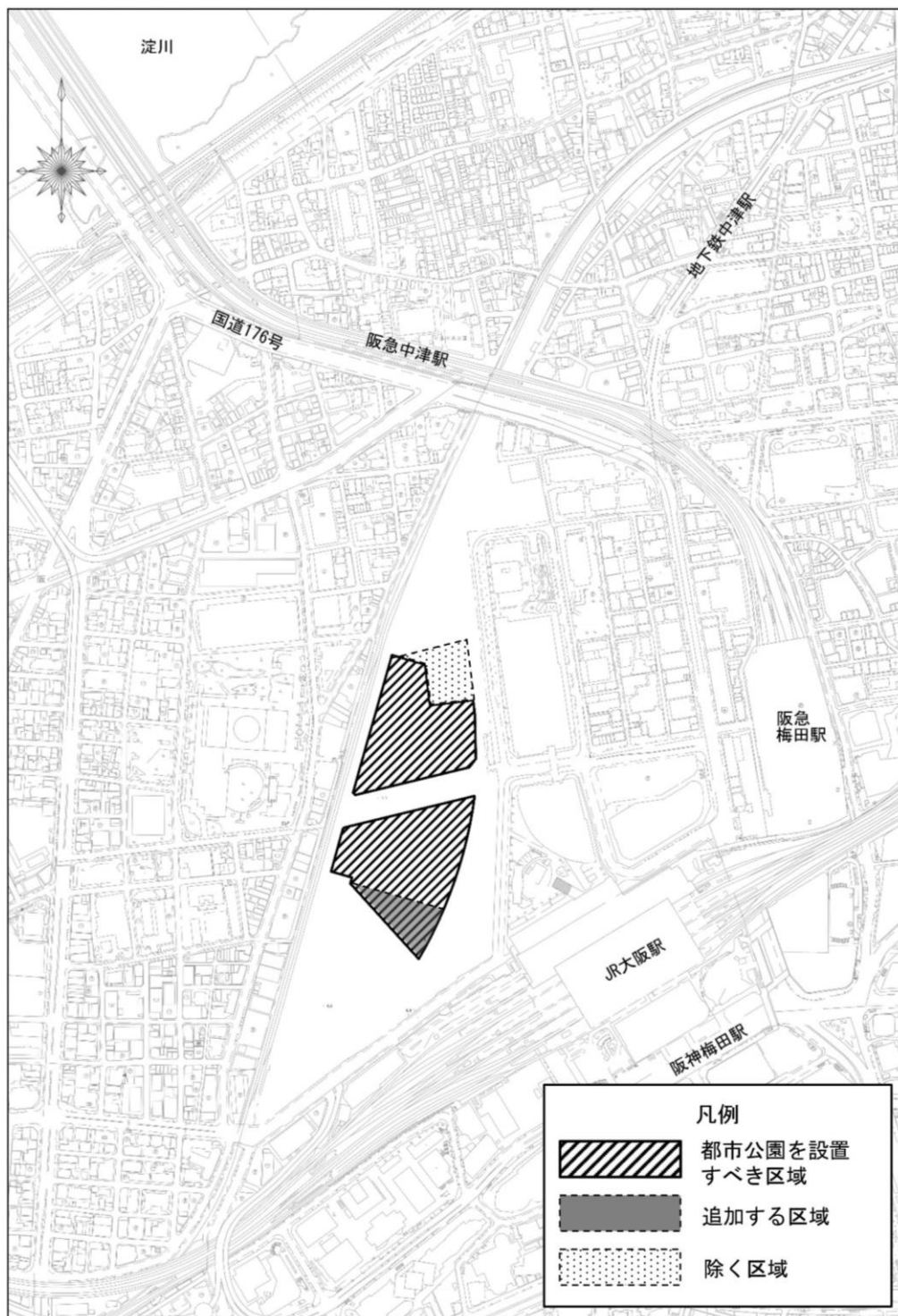
都市公園法（昭和31年法律第79号）第33条第1項の規定により、次のとおり
都市公園を設置すべき区域を変更する。

令和元年6月21日

大阪市長 松 井 一 郎

- | | | |
|---|--------------|--------------------------------|
| 1 | 都市公園を設置すべき区域 | 大阪市北区大深町の一部
(別図中斜線で表示された区域) |
| 2 | 面 積 | 約44,000平方メートル |

別図



(都市計画局企画振興部うめきた整備担当)

大阪市告示第164号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合してい

たので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年6月21日

大阪市長 松 井 一 郎

1 許可番号

令和元年5月15日大阪市指令都計（開）第31-9号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市鶴見区安田1丁目1663番1、1663番2、1663番3、1663番15、1663番16、1663番19、1698番2、1698番4

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市鶴見区安田3丁目11番40号

土砂 良藏

4 新たに設置された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=150mm	3.650m	大阪市	—	集水ますⅠ型インバート付 1カ所 新設工
下水道	D=200mm	6.050m	大阪市	—	0号組立マンホールインバート付 2カ所 新設工
緑地	—	—	開発者	開発者	面積 181.50 m ²

5 廃止された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=200mm	3.400m	大阪市	—	集水ますⅠ型 1カ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第165号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第3項の規定により、公告許可対象区域内における一敷地内許可建築物以外の建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造について許可したので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月21日

大阪市長 松 井 一 郎

1 許可年月日及び許可番号

令和元年6月6日 第23号

2 許可区域の名称

（仮称）福島区鷺洲5丁目計画

3 許可区域の位置

大阪市福島区鷺洲五丁目12番1 ほか1筆

（都市計画局建築指導部建築企画課）

大阪市告示第166号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第49条の規定により、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和元年6月21日

大阪市長 松 井 一 郎

①名称 ②所在地 ③指定年月日

①おおさか内分泌診療所 ②大阪市北区茶屋町4番6号 ③平成31年2月1日

①クリニック大阪心斎橋 ②大阪市中央区南船場3丁目12番3号 ③平成31年2月1日

①谷本内科クリニック ②大阪市西淀川区大和田4丁目11番5号 ③平成31年1月1日

①石崎眼科医院大阪院 ②大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号 ③平成31年1月1日

- ①ソレイユメディカルクリニック ②大阪市阿倍野区旭町1丁目5番45号 ③平成31年2月1日
- ①ハルカス内視鏡クリニック ②大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号 ③平成31年2月1日
- ①みつばち大阪クリニック ②大阪市阿倍野区阿倍野筋5丁目1番11号 ③平成31年2月1日
- ①あさこまごころ皮膚科 ②大阪市東住吉区北田辺4丁目18番10号 ③平成31年1月1日
- ①ふじもとクリニック ②大阪市西成区鶴見橋2丁目6番21号 ③平成31年2月1日
- ①YUMIKidsDentalClinic ②大阪市中央区東平2丁目2番23号 ③平成31年2月1日
- ①よしかわ矯正歯科クリニック ②大阪市中央区南船場2丁目12番5号 ③平成31年1月1日
- ①この歯科診療所 ②大阪市西区九条1丁目12番13号 ③平成30年12月13日
- ①川口歯科クリニック ②大阪市東成区深江南2丁目18番13号 ③平成31年2月1日
- ①あい大人こども歯科クリニック ②大阪市城東区成育3丁目5番1号 ③平成31年2月1日
- ①つるみ歯科口腔外科クリニック ②大阪市鶴見区緑1丁目9番18号 ③平成31年1月1日
- ①ひだまり歯科 ②大阪市阿倍野区昭和町2丁目1番3号 ③平成30年11月1日
- ①スギ薬局 堂山店 ②大阪市北区堂山町7番13号 ③平成31年2月1日
- ①佐田ふれあい薬局 ②大阪市西区九条南2丁目33番16号 ③平成31年1月1日
- ①アップルプラス薬局 ②大阪市港区磯路2丁目2番4号 ③平成31年2月1日
- ①ほのぼの薬局 上汐店 ②大阪市天王寺区上汐4丁目1番29号 ③平成31年1月1日
- ①森薬局 ②大阪市浪速区日本橋東2丁目10番13号 ③平成31年1月1日
- ①セイコー薬局 ②大阪市城東区中央1丁目2番23号 ③平成31年1月1日
- ①サンドラッグあびこ観音薬局 ②大阪市住吉区我孫子東2丁目8番27号 ③平成31年2月1日
- ①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤指定年月日
- ①株式会社 Link Bridge ②大阪市東成区東中本3丁目19番23号
③リンクハート訪問看護ステーション ④大阪市東成区東中本3丁目19番23号 ⑤平成31年1月1日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第167号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和元年6月21日

大阪市長 松 井 一 郎

①名称 ②所在地 ③変更年月日

①（旧）：中尾こころのクリニック （新）：中尾こころのクリニック第一

②大阪市大正区三軒家西2丁目18番5号 ③平成31年1月1日

①（旧）：瀬田病院 （新）：高遼会病院 ②大阪市平野区平野本町4丁目15番6号 ③平成30年10月1日

①（旧）：ジュミデンタルクリニック （新）：スマイルこどもおとな歯科

②大阪市淀川区宮原2丁目3番16号 ③平成31年1月1日

①（旧）：そよ風薬局 （新）：共創未来 阪神薬局 ②大阪市福島区吉野3丁目15番16号 ③平成31年2月1日

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤変更年月日

①株式会社 かねでんジョイライフ ②（旧）：大阪市北区曽根崎1丁目2番6号 （新）：大阪市北区西天満4丁目14番3号 ③訪問看護ステーションナービス上本町 ④大阪市天王寺区筆ヶ崎町5番52-107号 ⑤平成29年6月26日

①（旧）：一般財団法人 淀川勤労者厚生協会 （新）：公益財団法人 淀川勤労者厚生協会 ②大阪市西淀川区野里3丁目5番22号 ③訪問看護ステーション・コスモス ④大阪市西淀川区御幣島4丁目3番22号 ⑤平成30年12月10日

①株式会社 アクティブ ②大阪市東成区大今里南1丁目5番12号 ③アクティブ訪問看護ステーション大阪 ④（旧）：大阪市東成区大今里南1丁目5番12号 （新）：大阪市東成区大今里南1丁目19番13号 ⑤平成27年8月1日

（福祉局生活福祉部保護課）

大阪市告示第168号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和元年6月21日

大阪市長 松 井 一 郎

①名称 ②所在地 ③廃止年月日

①くとか内科 ②大阪市西区靱本町1丁目7番8号 ③平成31年1月31日

①谷本大島橋診療所 ②大阪市西淀川区姫島5丁目11番27号 ③平成30年12月31日

①医療法人 光信診療所 ②大阪市東成区神路1丁目8番6号 ③平成31年1月31日

①寺西クリニック ②大阪市旭区赤川2丁目5番6号 ③平成31年1月31日

①タナカ眼科 ②大阪市鶴見区鶴見4丁目17番1-323号 ③平成31年1月30日

①石崎眼科医院 ②大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号 ③平成30年12月31日

①ハルカス内視鏡クリニック ②大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号 ③平成29年7月10日

①精神科・心療内科 田村会クリニック ②大阪市住之江区北加賀屋2丁目12番6号 ③平成30年12月21日

①大野医院 ②大阪市住吉区長居東3丁目2番19号 ③平成30年12月26日

①あさこまごころ皮膚科 ②大阪市東住吉区西今川1丁目4番11号 ③平成30年12月31日

①中之島デンタルクリニック ②大阪市北区中之島2丁目3番33号 ③平成30年12月31日

①よしかわ矯正歯科クリニック ②大阪市中央区南船場3丁目12番9号 ③平成30年12月31日

①この歯科診療所 ②大阪市西区九条1丁目12番21号 ③平成30年12月12日

①つるみ歯科口腔外科クリニック ②大阪市鶴見区緑1丁目9番18号 ③平成30年12月31日

①原田歯科医院 ②大阪市阿倍野区西田辺町2丁目2番15-201号 ③平成31年2月1日

①ひだまり歯科 ②大阪市阿倍野区昭和町2丁目1番3号 ③平成30年10月31日

①よねさか歯科医院 ②大阪市東住吉区湯里2丁目18番2号 ③平成31年1月

21日

①ほのぼの薬局 ②大阪市天王寺区上汐4丁目1番29号 ③平成30年12月31日

①スギ薬局 通天閣店 ②大阪市浪速区恵美須東2丁目2番10号 ③平成30年10月31日

①森薬局 ②大阪市浪速区日本橋東2丁目10番13号 ③平成30年12月31日

①きらら薬局 ②大阪市旭区赤川1丁目2番11号 ③平成30年12月31日

①セイコー薬局 ②大阪市城東区中央1丁目8番4号 ③平成30年12月31日

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤廃止年月日

①株式会社 ルーブル ②大阪府八尾市八尾木北6丁目55番2号 ③訪問看護ステーション ルーブル ④大阪市中央区道頓堀1丁目東2番6号 ⑤平成31年2月28日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第169号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和元年6月21日

大阪市長 松 井 一 郎

①名称 ②所在地 ③休止年月日

①宮崎クリニック ②大阪市西淀川区野里1丁目1番8号 ③平成30年9月30日

①たかえクリニック ②大阪市生野区田島4丁目11番2号 ③平成30年12月10日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第170号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項によりその例によることと

された生活保護法第51条第1項の規定により、指定医療機関から辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和元年 6 月 21 日

大阪市長 松 井 一 郎

①名称 ②所在地 ③辞退年月日

①朝倉歯科医院 ②大阪市此花区四貫島2丁目18番3-103号 ③平成31年2月28日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第171号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和元年 6 月 21 日

大阪市長 松 井 一 郎

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤介護機関別(指定年月日)

①医療法人夢生会 YMメトロクリニック ②大阪市中心区宗右衛門町2番13号 ③YMメトロクリニック ④大阪市中心区宗右衛門町2番13号 ⑤訪問看護(平成31年2月1日) 介護予防訪問看護(平成31年2月1日)

①有限会社すみれメディカル ②大阪市中心区長吉六反3丁目4番21号 ③うしお薬局 ④大阪市中心区築港1丁目14番2号 ⑤居宅療養管理指導(平成31年1月1日) 介護予防居宅療養管理指導(平成31年1月1日)

①三協グループ株式会社 ②大阪市中心区弁天6丁目4番1号 ③グループホーム「やすらぎ」 ④大阪市中心区弁天5丁目14番3号 ⑤介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)(平成31年2月1日)

①三協グループ株式会社 ②大阪市中心区弁天6丁目4番1号 ③第2グループホーム「やすらぎ」 ④大阪市中心区弁天5丁目12番8号 ⑤介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)(平成31年2月1日)

①株式会社満天 ②大阪市中心区天満橋1丁目8番30号 ③平尾カイセイ薬局 ④

大阪市大正区平尾4丁目23番18号 ⑤居宅療養管理指導（平成31年1月11日）
介護予防居宅療養管理指導（平成31年1月11日）

①株式会社 メディカル・サプライ ②大阪市都島区都島北通1丁目13番24号
③クルーヴ・ロジューマン今里 ④大阪市東成区大今里南2丁目20番3号 ⑤
認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）（平成31年2月1日） 介護予防
認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）（平成31年2月1日）

①医療法人希望会 ②大阪市平野区長吉長原西1丁目3番8号 ③回生会クリ
ニック ④大阪市平野区長吉長原西1丁目3番8号 ⑤訪問リハビリテーショ
ン（平成31年2月1日） 介護予防訪問リハビリテーション（平成31年2月1
日）

①株式会社 ツクイ ②神奈川県横浜市港南区上大岡西1丁目6番1号 ③
ツクイ大阪天下茶屋 ④大阪市西成区天下茶屋3丁目28番6号 ⑤訪問介護
（平成30年11月1日） 訪問型サービス（独自）（平成30年11月1日）

（福祉局生活福祉部保護課）



大阪市告示第172号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法
第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国
残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）
第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第54条の2第4項
において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から変更の届出
があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進
並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定
により告示する。

令和元年6月21日

大阪市長 松 井 一 郎

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤
介護機関別（変更年月日）

①株式会社ファーマみらい ②東京都世田谷区代沢5丁目2番1号 ③（旧）：
そよ風薬局 （新）：共創未来 阪神薬局 ④大阪市福島区吉野3丁目15番16
号 ⑤居宅療養管理指導（平成31年2月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成
31年2月1日）

①（旧）：一般財団法人淀川勤労者厚生協会 （新）：公益財団法人淀川勤労
者厚生協会 ②大阪市西淀川区野里3丁目5番22号 ③訪問看護ステーション
コスモス ④大阪市西淀川区御幣島4丁目3番22号 ⑤訪問看護（平成30年12
月10日） 介護予防訪問看護（平成30年12月10日）

①株式会社アクティブ ②大阪市東成区大今里南1丁目5番12号 ③アクティ

ブ訪問看護ステーション大阪 ④（旧）：大阪市東成区大今里南1丁目5番12号（新）：大阪市東成区大今里南1丁目19番13号 ⑤訪問看護（平成27年8月1日） 介護予防訪問看護（平成27年8月1日）

①有限会社志宝 ②大阪市東成区東中本2丁目10番10号 ③しほうケアプランセンター ④（旧）：大阪市東成区東中本2丁目10番10号（新）：大阪市東成区東中本2丁目6番30-102号 ⑤居宅介護支援（平成30年12月15日）

①合同会社パワフル ②大阪市阿倍野区播磨町2丁目6番21号 ③合同会社パワフル ④（旧）：大阪市阿倍野区播磨町2丁目6番21号（新）：大阪市阿倍野区阪南町6丁目6番18号 ⑤訪問介護（平成29年10月1日）

①株式会社錦 ②大阪市大正区南恩加島6丁目4番1号 ③錦ヘルパーステーション ④（旧）：大阪市阿倍野区阪南町3丁目18番24号（新）：大阪市阿倍野区阪南町3丁目43番17号 ⑤訪問介護（平成30年3月1日） 訪問型サービス（独自）（平成30年3月1日）

①ドリームファクトリー株式会社 ②大阪市平野区平野南3丁目3番5号 ③ラッキーリーフケアプランセンター ④（旧）：大阪市平野区流町1丁目7番7号 昭和ビル406号室（新）：大阪市平野区瓜破1丁目2番18号 ⑤居宅介護支援（平成30年9月3日）

①有限会社 やわらぎ ②大阪市西成区南津守4丁目1番69号 ③やわらぎ介護サービス ④（旧）：大阪市西成区南津守6丁目3番9号（新）：大阪市西成区南津守4丁目1番69号 ⑤訪問介護（平成30年11月1日）

（福祉局生活福祉部保護課）



大阪市告示第173号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和元年6月21日

大阪市長 松 井 一 郎

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤介護機関別（廃止年月日）

①医療法人林歯科医院 ②大阪市東住吉区駒川5丁目3番5号 ③中之島デンタルクリニック ④大阪市北区中之島2丁目3番33号 ⑤居宅療養管理指導（平

成30年12月31日) 介護予防居宅療養管理指導(平成30年12月31日)

①ユアスマイル株式会社 ②大阪市北区中央区東平2丁目1番6号 ③ユアスマイル株式会社 ④大阪市北区西天満6丁目2番14-307号 ⑤訪問介護(平成30年12月31日)

①有限会社法円坂薬局 ②大阪市中央区谷町4丁目3番2号 ③法円坂薬局 ④大阪市中央区谷町4丁目3番2号 ⑤居宅療養管理指導(平成29年10月31日) 介護予防居宅療養管理指導(平成29年10月31日)

①株式会社育星会 ②北区天満橋1丁目8番30号 ③平尾カイセイ薬局 ④大阪市大正区平尾4丁目23番18号 ⑤居宅療養管理指導(平成31年1月10日) 介護予防居宅療養管理指導(平成31年1月10日)

①株式会社スギ薬局 ②愛知県安城市三河安城町1丁目8番4号 ③スギ薬局 通天閣店 ④大阪市浪速区恵美須東2丁目2番10号 ⑤居宅療養管理指導(平成30年10月31日) 介護予防居宅療養管理指導(平成30年10月31日)

①株式会社明豊 ②大阪市生野区勝山南4丁目16番9号 ③介護ショップメイホープ ④大阪市生野区勝山南4丁目16番9号 ⑤福祉用具貸与(平成31年1月31日) 特定福祉用具販売(平成31年1月31日) 特定介護予防福祉用具販売(平成31年1月31日) 介護予防福祉用具貸与(平成31年1月31日)

①有限会社寺田 ②大阪府羽曳野市南恵我之荘8丁目10番11号 ③きらら薬局 ④大阪市旭区赤川1丁目2番11号 ⑤居宅療養管理指導(平成30年12月31日) 介護予防居宅療養管理指導(平成30年12月31日)

①寺西範年 ②大阪市旭区赤川1丁目2番15号 ③寺西クリニック ④大阪市旭区赤川1丁目2番15号 ⑤訪問看護(平成31年1月31日) 訪問リハビリテーション(平成31年1月31日) 居宅療養管理指導(平成31年1月31日) 介護予防居宅療養管理指導(平成31年1月31日) 介護予防訪問看護(平成31年1月31日) 介護予防訪問リハビリテーション(平成31年1月31日)

①寺西 暢仁 ②大阪市旭区赤川2丁目5番6号 ③寺西クリニック ④大阪市旭区赤川2丁目5番6号 ⑤訪問看護(平成31年1月31日) 訪問リハビリテーション(平成31年1月31日) 通所リハビリテーション(平成31年1月31日) 居宅療養管理指導(平成31年1月31日) 介護予防居宅療養管理指導(平成31年1月31日) 介護予防訪問看護(平成31年1月31日) 介護予防訪問リハビリテーション(平成31年1月31日) 介護予防通所リハビリテーション(平成31年1月31日)

①六車 壽美 ②大阪市住吉区荻田3丁目7番20号 ③セイコー薬局 ④大阪市城東区中央1丁目8番4号 ⑤居宅療養管理指導(平成30年12月31日) 介護予防居宅療養管理指導(平成30年12月31日)

①金沢 賢典 ②兵庫県西宮市中浜町3番5号 ③リオーネ薬局あびこ店 ④大阪市住吉区我孫子東2丁目8番27-102号 ⑤居宅療養管理指導(平成30年1月31日) 介護予防居宅療養管理指導(平成30年1月31日)

①株式会社 ツクイ ②横浜市港南区上大岡西1丁目6番1号 ③ツクイ大阪花園 ④大阪市西成区花園北2丁目18番11号 ⑤訪問介護(平成30年10月31日)

訪問入浴介護（平成30年10月31日） 訪問型サービス（独自）（平成30年10月31日）

①有限会社 やわらぎ ②大阪市西成区南津守4丁目1番69号 ③やわらぎ介護サービス ④大阪市西成区南津守4丁目1番69号 ⑤福祉用具貸与（平成30年10月31日） 特定福祉用具販売（平成30年10月31日） 特定介護予防福祉用具販売（平成30年10月31日） 介護予防福祉用具貸与（平成30年10月31日）
（福祉局生活福祉部保護課）

大阪市告示第174号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和元年6月21日

大阪市長 松 井 一 郎

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤介護機関別（休止年月日）

①公益財団法人淀川勤労者厚生協会 ②大阪市西淀川区野里3丁目5番22号 ③千北診療所デイケアセンター ④大阪市西淀川区大和田5丁目5番3号 ⑤通所リハビリテーション（平成28年4月1日） 介護予防通所リハビリテーション（平成28年4月1日）

①株式会社 u r a t a ②大阪市旭区大宮3丁目9番15号 ③介護ステーションおもいきり ④大阪市旭区大宮3丁目9番15号 ⑤訪問介護（平成31年2月1日） 訪問型サービス（独自）（平成31年2月1日）

（福祉局生活福祉部保護課）

大阪市告示第175号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第54条の2第4項

において準用する同法第51条第1項の規定により、指定介護機関から辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和元年6月21日

大阪市長 松 井 一 郎

①事業者名称 ②主たる事務所の所在地 ③事業所名 ④事業所の所在地 ⑤
介護機関別（辞退年月日）

①朝倉歯科医院朝倉淳 ②大阪市此花区四貫島2丁目18番3-103号栄進ビル1
階 ③朝倉歯科医院 ④大阪市此花区四貫島2丁目18番3-103号栄進ビル1階
⑤居宅療養管理指導（平成31年2月28日） 介護予防居宅療養管理指導（平
成31年2月28日）

（福祉局生活福祉部保護課）

大阪市告示第176号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条第1項の規定により、施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。
令和元年6月21日

大阪市長 松 井 一 郎

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④指定年月日

①山田 浩司 ②西中の森鍼灸整骨院 ③大阪市淀川区西中島3丁目8番14-
101号 ④平成31年2月1日

①金 俊成 ②こん整骨院 ③大阪市生野区小路東6丁目8番17-101号 ④平
成31年2月1日

①西上 博也 ②ゆめ整骨院 ③大阪市阿倍野区美章園2丁目19番20号 ④平
成31年2月1日

①疋田 謙一 ②疋田整骨院 ③大阪市住吉区万代東4丁目2番21-501号 ④
平成31年1月1日

①庄本 泰崇 ②ふくしま駅前鍼灸院 ③大阪市福島区福島5丁目13番18-203
号 ④平成31年1月25日

①宋 敦浩 ②にんにん針灸マッサージ ③大阪市福島区海老江2丁目8番32
-1004号 ④平成31年1月16日

- ①喜多 芳毅 ②健すこやか鍼灸院 ③大阪市城東区関目3丁目12番29-201号
④平成30年12月17日
- ①植田 将史 ②うえだ鍼灸整骨院 ③大阪市住吉区长居3丁目5番3号 ④
平成31年2月1日
- ①疋田 謙一 ②疋田鍼灸院 ③大阪市住吉区万代東4丁目2番21-501号 ④
平成31年1月1日
- ①小井手 歩 ②メディケア平野はりきゅうあんま療養部 ③大阪市平野区加
美西1丁目18番22号 ④平成31年2月1日
- ①橋爪 貫次 ②橋爪鍼灸院 ③大阪市西成区橘1丁目3番11号 ④平成31年
2月1日
- ①石川 彰洋 ②さざん鍼灸マッサージ施術所 ③大阪市生野区巽南5丁目4
番18-206号 ④平成31年2月1日
- ①城戸 勇樹 ②城戸マッサージ院 ③大阪市住吉区荻田7丁目12番28-415号
④平成31年2月1日
- ①飯島 弘子 ②趙はり・あんまマッサージ治療院 ③大阪市西成区梅南2丁
目3番16号 ④平成31年2月1日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第177号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項によりその例によることとされた生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和元年6月21日

大阪市長 松 井 一 郎

- ①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④廃止年月日
- ①金 豪植 ②こん整骨院 大阪市生野区小路東6丁目8番17-101号 ③平成
31年1月31日
- ①山田 哲志 ②訪問鍼灸マッサージKE i ROW大阪西ステーション ③大
阪市西区西本町1丁目2番1号 ④平成31年1月16日
- ①伊藤 真人 ②なにわ鍼灸院 ③大阪市浪速区大国3丁目4番21号 ④平
成31年1月31日
- ①山田 哲志 ②ケイロウ生野ステーション ③大阪市生野区巽北1丁目2番

10号 ④平成31年1月31日

①大熊 正慎 ②ロングライフ住吉鍼灸マッサージ院 ③大阪市住吉区我孫子西2丁目2番21号 ④平成30年12月31日

①北野 勉 ②ロングライフ住吉鍼灸マッサージ院 ③大阪市住吉区我孫子西2丁目2番21号 ④平成30年12月31日

①草壁 雅史 ②ロングライフ住吉鍼灸マッサージ院 ③大阪市住吉区我孫子西2丁目2番21号 ④平成30年12月31日

①小城 大作 ②ロングライフ住吉鍼灸マッサージ院 ③大阪市住吉区我孫子西2丁目2番21号 ④平成30年12月31日

①高岡 硫司 ②ロングライフ住吉鍼灸マッサージ院 ③大阪市住吉区我孫子西2丁目2番21号 ④平成30年12月31日

①苗田 和江 ②ロングライフ住吉鍼灸マッサージ院 ③大阪市住吉区我孫子西2丁目2番21号 ④平成30年12月31日

①毛利 一郎 ②ロングライフ住吉鍼灸マッサージ院 ③大阪市住吉区我孫子西2丁目2番21号 ④平成30年12月31日

①白石 昌嗣 ②鍼灸マッサージ院 エスポワール ③大阪市東住吉区矢田4丁目18番8-201号 ④平成30年9月3日

①永友 貴志 ②鍼灸マッサージ院 エスポワール ③大阪市東住吉区矢田4丁目18番8-201号 ④平成30年5月31日

①吉村 真悟 ②鍼灸マッサージ院 エスポワール ③大阪市東住吉区矢田4丁目18番8-201号 ④平成30年10月31日

①渡邊 亜樹 ②鍼灸マッサージ院 エスポワール ③大阪市東住吉区矢田4丁目18番8-201号 ④平成30年10月31日

①城戸 勇樹 ②(往療専門) ③大阪市住吉区我孫子東2丁目7番8-905号 ④平成31年1月31日

①米田 秀一 ②みかんマッサージ治療院 ③大阪市住吉区長居東3丁目21番18号 ④平成31年1月15日

①吉本 清隆 ②リーヴマッサージ治療院 ③大阪市平野区平野南1丁目5番25号 ④平成31年1月30日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第178号

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第80条の2の規定に基づき、大阪市国民健康保険料の収納の事務の一部を次のとおり委託したので、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の23第1項の規定により告示する。

令和元年6月21日

大阪市長 松 井 一 郎

1 委託期間 令和元年6月1日から令和元年7月31日まで

- 2 委 託 先 株式会社アイヴィジット
代表取締役社長 横田 祐平
(福祉局生活福祉部保険年金課)

大阪市告示第179号

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第114条の規定に基づき、大阪市後期高齢者医療保険料の収納の事務の一部を次のとおり委託したので、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第33条第1項の規定により告示する。

令和元年6月21日

大阪市長 松 井 一 郎

- 1 委託期間 令和元年6月1日から令和元年7月31日まで
2 委 託 先 株式会社アイヴィジット
代表取締役社長 横田 祐平
(福祉局生活福祉部保険年金課)

大阪市告示第180号

介護保険法(平成9年法律第123号)第144条の2の規定に基づき、大阪市介護保険料の収納の事務の一部を次のとおり委託したので、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第45条の7第1項の規定により告示する。

令和元年6月21日

大阪市長 松 井 一 郎

- 1 委託期間 令和元年6月1日から令和元年7月31日まで
2 委 託 先 株式会社アイヴィジット
代表取締役社長 横田 祐平
(福祉局生活福祉部保険年金課)

大阪市告示第181号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のとおり医師を指定する。

令和元年6月21日

大阪市長 松 井 一 郎

- ①医師名 ②医療機関名称 ③所在地 ④担当する障がいの種類 ⑤指定年月日

①薮野 互平 ②大阪中央病院 ③北区梅田3-3-30 ④肢体不自由 ⑤令和元年5月1日

①二宮 怜子 ②住友病院 ③北区中之島5丁目3番20号 ④肢体不自由 ⑤令和元年5月1日

①原 斉 ②淀川キリスト教病院 ③東淀川区柴島1-7-50 ④肢体不自由 ⑤令和元年5月1日

①本岡 里英子 ②淀川キリスト教病院 ③東淀川区柴島1-7-50 ④肢体不自由 ⑤令和元年5月1日

①松村 健一 ②多根総合病院 ③西区九条南1丁目12番21号 ④肢体不自由 ⑤令和元年5月1日

①永井 宏和 ②多根総合病院 ③西区九条南1丁目12番21号 ④肢体不自由 ⑤令和元年5月1日

①岩倉 克臣 ②桜橋渡辺病院 ③北区梅田2丁目4-32 ④心臓機能障がい ⑤令和元年5月1日

①名方 剛 ②森之宮病院 ③城東区森之宮2-1-88 ④心臓機能障がい ⑤令和元年5月1日

①福永 匡史 ②森之宮病院 ③城東区森之宮2-1-88 ④心臓機能障がい ⑤令和元年5月1日

①川崎 大三 ②森之宮病院 ③城東区森之宮2-1-88 ④心臓機能障がい ⑤令和元年5月1日

①宮川 浩太郎 ②関西電力病院 ③福島区福島2丁目1番7号 ④心臓機能障がい ⑤令和元年5月1日

①三嶋 剛 ②大阪医療センター ③中央区法円坂2丁目1番14号 ④心臓機能障がい ⑤令和元年5月1日

①牧野 信彦 ②大阪警察病院 ③天王寺区北山町10-31 ④心臓機能障がい ⑤令和元年5月1日

①米田 正始 ②医誠会病院 ③東淀川区菅原6丁目2番25号 ④心臓機能障がい ⑤令和元年5月1日

①小垣 滋豊 ②大阪急性期・総合医療センター ③住吉区万代東3丁目1番56号 ④心臓機能障がい・呼吸器機能障がい ⑤令和元年5月1日

①長谷川 廣文 ②生野愛和透析クリニック ③平野区加美北3-3-2 ④じん臓機能障がい ⑤令和元年5月1日

①平野 仁崇 ②淀川キリスト教病院 ③東淀川区柴島1-7-50 ④肝臓機能障がい ⑤令和元年5月1日

①井上 彬 ②大阪急性期・総合医療センター ③住吉区万代東3丁目1番56号 ④直腸機能障がい・小腸機能障がい ⑤令和元年5月1日

①野田 英児 ②住友病院 ③北区中之島5丁目3番20号 ④直腸機能障がい・小腸機能障がい ⑤令和元年5月1日

①三宅 正和 ②大阪医療センター ③中央区法円坂2丁目1番14号 ④ぼうこう機能障がい又は直腸機能障がい・小腸機能障がい ⑤令和元年5月1日

- ①青松 直撥 ②大阪市立総合医療センター ③都島区都島本通2-13-22
④ぼうこう機能障がい又は直腸機能障がい・小腸機能障がい ⑤令和元年5月1日
- ①細見 周平 ②大阪市立大学医学部附属病院 ③阿倍野区旭町1丁目5番7号 ④ぼうこう機能障がい又は直腸機能障がい・小腸機能障がい ⑤令和元年5月1日
- ①松村 永和 ②大阪警察病院 ③天王寺区北山町10-31 ④視覚障がい ⑤令和元年5月1日
- ①宮原 晋介 ②北野病院 ③北区扇町2丁目4番20号 ④視覚障がい ⑤令和元年5月1日
- ①田辺 晶代 ②北野病院 ③北区扇町2丁目4番20号 ④視覚障がい ⑤令和元年5月1日
- ①饗庭 明子 ②北野病院 ③北区扇町2丁目4番20号 ④免疫機能障がい ⑤令和元年5月1日
- ①田端 淑恵 ②北野病院 ③北区扇町2丁目4番20号 ④免疫機能障がい ⑤令和元年5月1日
- ①齋藤 伊三雄 ②多根記念眼科病院 ③西区境川1丁目1番39号 ④視覚障がい ⑤平成31年4月1日
- ①後藤 淑子 ②後藤耳鼻咽喉科 寺田町院 ③天王寺区国分町19番4号 寺田町クリニックビル3階 ④聴覚障がい、平衡機能障がい、音声・言語機能障がい、そしゃく機能障がい ⑤平成31年4月1日
- ①白川 幸俊 ②大阪警察病院 ③天王寺区北山町10-31 ④心臓機能障がい ⑤平成31年4月1日
- ①竹内 潤 ②大阪鉄道病院 ③阿倍野区松崎町1-2-22 ④肢体不自由 ⑤平成31年4月1日
- ①小牟田 清 ②第二大阪警察病院 ③天王寺区烏ヶ辻2-6-40 ④呼吸器機能障がい ⑤平成31年4月1日
- ①野口 亮介 ②第二大阪警察病院 ③天王寺区烏ヶ辻2-6-40 ④肢体不自由 ⑤平成31年4月1日
- ①西原 俊作 ②第二大阪警察病院 ③天王寺区烏ヶ辻2-6-40 ④肢体不自由 ⑤平成31年4月1日
- ①林田 賢治 ②第二大阪警察病院 ③天王寺区烏ヶ辻2-6-40 ④肢体不自由 ⑤平成31年4月1日
- ①井上 透 ②大阪市立十三市民病院 ③淀川区野中北2丁目12番27号 ④ぼうこう機能障がい又は直腸機能障がい ⑤平成31年4月1日
- ①田村 理 ②大阪急性期・総合医療センター ③住吉区万代東3丁目1番56号 ④肢体不自由 ⑤平成31年4月1日
- ①西 宏之 ②大阪急性期・総合医療センター ③住吉区万代東3丁目1番56号 ④心臓機能障がい ⑤平成31年4月1日

(大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター 相談課)

大阪市告示第182号

大阪市立こども文化センター条例（昭和53年大阪市条例第58号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり大阪市立こども文化センターの指定管理者が大阪市立男女共同参画センター西部館の施設内において行うこども文化センター事業の内容等について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和元年6月21日

大阪市長 松 井 一 郎

事業名	実施日	実施時間	事業を行う大阪市立男女共同参画センター西部館の施設
ブラスバンド教室	7月6日	13:30～16:00	研修室・会議室・多目的室・クラフト調理室・保育室
こども広場7月	7月7日	9:00～12:00	多目的室
こども詩の会	7月13日	13:00～17:00	研修室
ミュージカル教室	7月14日	13:00～17:00	多目的室
ミュージカル教室	7月20日	10:00～12:00	多目的室
ブラスバンド教室	7月20日	13:00～17:00	研修室・会議室・多目的室・クラフト調理室・保育室
こども劇場：音楽「夏休みファミリーコンサート」仕込み	7月20日	18:00～21:30	会議室・多目的室・クラフト調理室・展示ギャラリー・保育室
こども劇場：音楽「夏休みファミリーコンサート」	7月21日	9:00～17:00	会議室・多目的室・クラフト調理室・展示ギャラリー・保育室
ミュージカル教室	7月23日	10:00～12:00	多目的室
ミュージカル教室	7月24日	13:00～17:00	多目的室
ミュージカル教室	7月28日	10:00～12:00	多目的室
ミュージカル教室	7月30日	10:00～12:00	多目的室
ミュージカル教室	8月1日	10:00～12:00	多目的室
ミュージカル教室	8月2日	10:00～12:00	多目的室

こども劇場：映画 「ヘラクレス」 (準備)	8月3日	9：00～ 21：30	展示ギャラリー
ミュージカル教室	8月3日	10：00～ 12：00	多目的室
ブラスバンド教室	8月3日	13：30～ 16：00	研修室・会議室・多目的 室・クラフト調理室・保 育室
こども劇場：映画 「ヘラクレス」	8月4日	10：00～ 17：00	展示ギャラリー・保育室
ミュージカル教室	8月6日	10：00～ 12：00	多目的室
こども劇場：イベ ント「サマー・サ イエンス・フェス タ」	8月10日	9：00～ 17：00	会議室・クラフト調理室・ 展示ギャラリー・保育室
こども広場8月	8月11日	11：00～ 11：45	多目的室
ミュージカル教室	8月16日	10：00～ 12：00	多目的室
大阪市こども文化 フェスティバル リハーサル	8月16日	9：00～ 18：00	展示ギャラリー
ミュージカル教室	8月17日	10：00～ 12：00	多目的室
ブラスバンド教室	8月17日	13：30～ 16：00	研修室・会議室・多目的 室・クラフト調理室・保 育室
大阪市こども文化 フェスティバル リハーサル	8月17日	9：00～ 18：00	展示ギャラリー
大阪市こども文化 フェスティバル リハーサル	8月18日	9：00～ 18：00	展示ギャラリー
ミュージカル教室	8月20日	10：00～ 12：00	多目的室
大阪市こども文化 フェスティバル リハーサル	8月20日	9：00～ 18：00	展示ギャラリー
大阪市こども文化 フェスティバル リハーサル	8月21日	9：00～ 18：00	展示ギャラリー
大阪市こども文化 フェスティバル リハーサル	8月22日	9：00～ 18：00	展示ギャラリー

ミュージカル教室	8月23日	10:00～ 12:00	多目的室
大阪市こども文化 フェスティバル (準備)	8月23日	18:00～ 21:30	研修室・会議室・多目的 室・クラフト調理室・展 示ギャラリー・保育室
大阪市こども文化 フェスティバル	8月24日	9:00～ 21:30	研修室・会議室・多目的 室・クラフト調理室・展 示ギャラリー・保育室
大阪市こども文化 フェスティバル	8月25日	9:00～ 21:30	研修室・会議室・多目的 室・クラフト調理室・展 示ギャラリー・保育室
こども広場9月	9月7日	11:00～ 11:45	多目的室
ブラスバンド教室	9月7日	13:30～ 16:00	研修室・会議室・多目的 室・クラフト調理室・保 育室
こども劇場：映画 「カーズ」 (準備)	9月7日	13:00～ 21:30	展示ギャラリー
こども劇場：映画 「カーズ」	9月8日	10:00～ 17:00	展示ギャラリー・保育室
こども詩の会	9月14日	13:00～ 17:00	研修室
ブラスバンド教室	9月14日	13:30～ 16:00	会議室・多目的室・クラ フト調理室・保育室
こども劇場：未定 (準備)	9月14日	9:00～ 21:30	展示ギャラリー
こども劇場：未定	9月15日	9:00～ 21:30	展示ギャラリー・保育室
人形劇はじめませ んか	9月19日	9:00～ 12:00	研修室・保育室
ブラスバンド教室	9月21日	13:30～ 16:00	研修室・会議室・多目的 室・クラフト調理室・保 育室
こども劇場：イベント ジャグリング・ショー (準備)	9月21日	9:00～ 21:30	展示ギャラリー
こども劇場：イベント ジャグリング・ショー	9月22日	9:00～ 21:30	クラフト調理室・展示ギ ャラリー・保育室
人形劇はじめませ んか	9月26日	9:00～ 12:00	研修室・保育室
大阪府中学校秋季 総合体育大会 ダ ンスの部 リハー	9月28日	9:00～ 20:00	展示ギャラリー

サル			
大阪府中学校秋季 総合体育大会 ダ ンスの部	9月29日	9:00～17:00	研修室・会議室・多目的 室・展示ギャラリー

(こども青少年局企画部青少年課)

**大阪市告示第183号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

なお、詳細については、大阪市環境局環境管理部環境管理課に台帳を据え置いて縦覧に供する。

令和元年6月21日

大阪市長 松 井 一 郎

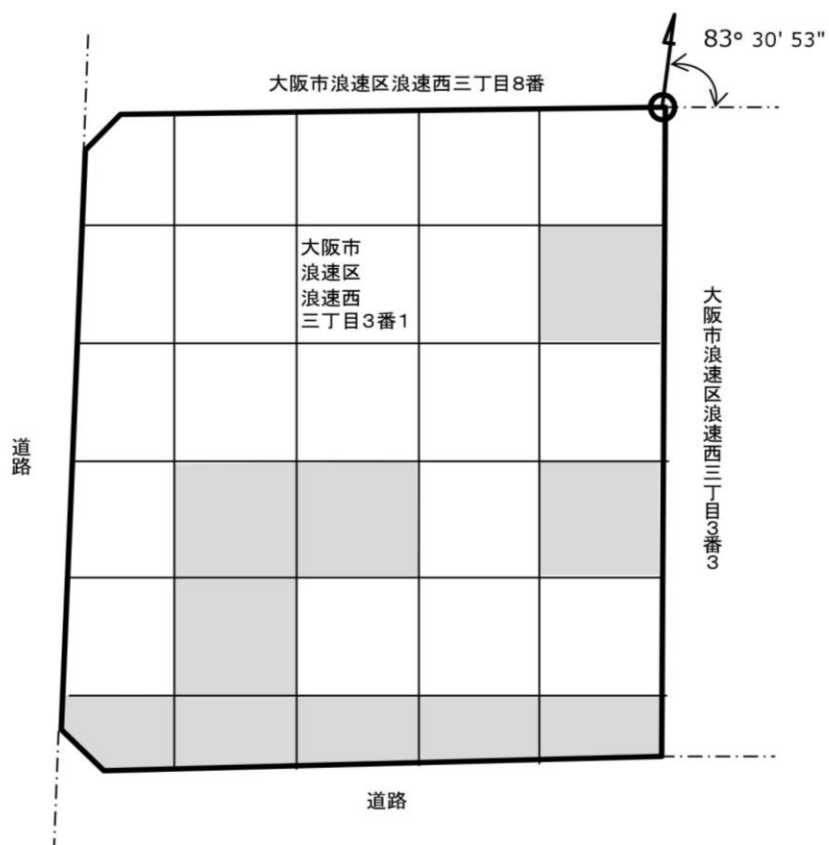
- 1 指定する形質変更時要届出区域
別図のとおり（大阪市浪速区浪速西三丁目3番1の一部）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の種類
六価クロム化合物、砒素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合しない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図

【起点】大阪市浪速区浪速西三丁目
3番1の最北端とした。

【格子の回転角度】

起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びに
これらと平行して10m間隔で引いた線を右に83° 30' 53"
回転させて得られる線により、調査対象地を区画した。



【凡例】

- 調査対象範囲
- 形質変更時要届出区域
- 単位区画
- - - - 筆境界

(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年6月21日

大阪市長 松 井 一 郎

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、令和元年7月5日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

NO	種 類	場 所
1	普通自動車 (ホンダ 青色)	平野区瓜破東6丁目3番先
2	自動二輪車 (ヤマハ 黒色)	淀川区西中島1丁目10番先

(建設局総務部管理課)

大阪市告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年6月21日

大阪市長 松 井 一 郎

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、令和元年7月5日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	除 却 実 施 場 所	物 件
上大和橋西道頓堀線	中央区瓦屋町3丁目9番先	台車等
西横堀東岸線	中央区西心斎橋2丁目13番先	鉄柱

(建設局総務部管理課)

大阪市告示第186号

昭和51年大阪市告示第733号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始

の期日)の一部を次のように改正し、令和元年6月21日から施行する。

令和元年6月21日

大阪市長 松 井 一 郎

太子公園の項の次に次のように加える。

天下茶屋史跡公園	大阪市西成区岸里東2丁目	211	別図24—70のとおり	令和元年6月21日
----------	--------------	-----	-------------	-----------

24—70 天下茶屋史跡公園



(建設局総務部管財課)

大阪市告示第187号

大阪市立防災センター条例（昭和56年大阪市条例第43号。以下「条例」という。）第15条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

令和元年6月21日

大阪市長 松 井 一 郎

1 担当

〒550-8566 大阪市西区九条南1丁目12番54号
大阪市消防局予防部予防課（地域防災）
電話 06-4393-6336

2 業務の概要

(1) 施設の名称及び所在地

名 称 大阪市立阿倍野防災センター
所在地 大阪市阿倍野区阿倍野筋3丁目13番23号

(2) 業務の範囲

ア 条例第3条各号に掲げる事業の実施に関する事。

イ 建物及び附属設備の維持保全に関する事。

ウ センターの管理に関する事。

エ 自主事業の実施に関する事。

オ その他

(3) 管理の基準

ア 休館日

- ・ 水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する日曜日、土曜日及び休日（以下「日曜日等」という。）以外の日）
- ・ 毎月の最後の木曜日（その日が休日又は前号の規定による休館日に当たるときは、その日後最初に到来する日曜日等以外の日）
- ・ 12月28日から翌年1月4日まで

イ 供用時間

午前10時から午後6時まで

ウ 休館日及び供用時間の変更

条例第4条及び第5条の規定に基づき、指定管理者は、センターの設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て休館日及び供用時間を変更できるとともに、臨時の休館日を定めることができる。

(4) 指定を行おうとする期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

3 申請資格等

法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。個人での申請はできない。なお、指定申請書提出時点において、申請する法人等は以下の(1)の要件、複数の法人等による連合体（以下「連合体」という。）を結成して申請する場合は(2)及び(3)の要件の全てに該当しなければならない。

(1) 申請する法人等に関する要件

ア センターを適切に管理運営できる能力を持つ法人等であること。

イ 条例第17条の規定に該当していないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

エ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。

オ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと。

カ 法人等の役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当していないこと。

キ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。（会社更

生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたものを除く。)

ク 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における、法人税、大阪市の法人市民税（大阪市に納税義務を有しない者にあつては、本店または主たる営業所の所在地における法人市町村民税（東京都の場合は都民税）、法人格を有しない団体の場合は、団体代表者の個人住民税）、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと。

(2) 連合体に関する要件

ア 連合体は2以上の法人等で自主結成すること。

イ 連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等（以下「代表法人等」という。）を選定し、代表法人等が諸手続を行うこと。この場合において、他の法人等は、当該連合体の構成団体として扱うこと。

ウ 連合体の構成団体（代表法人等を含む。）間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること。また、代表法人等については、業務遂行にあたり、大阪市との調整窓口として責任を持つこと。

エ 連合体として(1)アの要件を満たすこと。

オ 申請書類提出後、代表法人等及び構成団体の変更は原則として認めない。

(3) 連合体の構成団体（代表法人等を含む。）に関する要件

ア 上記(1)のイからクの要件を満たすこと。

イ 本件募集に関して各構成団体は2以上の連合体の構成団体となることできない。また、連合体の構成団体になっている場合は、単独での申請はできない。

4 手続等

指定管理者指定申請書を提出したものの中から、条例第18条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定し、市会の議決があつた後、指定管理者として指定する。

(1) 募集要項の配布場所及び配布方法

令和元年6月21日（金）から令和元年8月21日（水）まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後0時まで及び午後1時から午後5時まで、上記1において無償により配布する。また、消防局のホームページよりダウンロードすることができる。

(2) 指定管理者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア 提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、事前に大阪市に連絡の上、指定管理者指定申請書及び添付書類を持参により提出すること。

イ 提出場所

上記1に同じ

ウ 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書
- ② 連合体結成に係る協定書またはこれに相当する書類
- ③ 指定管理者指定申請に関する誓約書
- ④ 法人等の概要
- ⑤ 指定管理者申請団体役員名簿及び履歴書
- ⑥ 定款・寄付行為、規約その他これらに類する書類
- ⑦ 法人の登記事項証明書
- ⑧ 印鑑証明書
- ⑨ 貸借対照表及び財産目録
- ⑩ 事業報告書
- ⑪ 損益計算書
- ⑫ 法人等の事業計画書及び収支予算書
- ⑬ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑭ 大阪市の法人市民税（大阪市内に納税義務を有しない者にあつては、本店または主たる営業所の所在地における法人市町村民税（東京都の場合は都民税）、法人格を有しない団体の場合は、団体代表者の個人住民税）の納税証明書
- ⑮ 障がい者雇用状況報告書の写し
- ⑯ 支払賃金に関する提案書
- ⑰ センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- ⑱ 効果的・効率的な運営につながる事業等のアイデア
- ⑲ 選定結果通知用封筒一式

エ 受付期間

令和元年 8 月 15 日（木）から令和元年 8 月 21 日（水）まで（ただし、土曜日、日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 0 時まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(3) 現地見学会

指定管理者の指定申請を行おうとする法人等を対象に、次のとおり現地見学会を開催する。

ア 開催日 令和元年 7 月 17 日（水）

イ 開催場所 大阪市立阿倍野防災センター

大阪市阿倍野区阿倍野筋 3 丁目 13 番 23 号

ウ 参加申込 所定の書式により、令和元年 7 月 10 日（水）午後 5 時までに担当に申し込むこと。

5 申請するものに要求される事項

指定管理者の指定申請に関し、担当より必要な資料の提供を求められた場合には、これに応じること。

6 その他

- (1) 指定手続において使用する言語 日本語

(2) 詳細は募集要項による。

(消防局予防部予防課)

大阪市水道局告示第9号

次の金融機関の店舗について、名称の変更の届出があったので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和元年6月21日

大阪市水道局長 河 谷 幸 生

金融機関名	店 舗 名		所 在 地	変更年月日
三重銀行	変更前	大阪支店	大阪府中央区今橋4丁目4番7号	令和元年7月22日
	変更後	大阪法人営業部		

(水道局総務部経理課)

大阪市水道局告示第10号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第1項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第17条第1項の規定に基づき告示する。

令和元年6月21日

大阪市水道局長 河 谷 幸 生

名 称	所 在 地	指 定 日
株式会社プレミアアシスト 大阪営業所	大阪府福島区野田6丁目5番20号 大阪ダイヤビルディング1階	令和元年6月10日
ライフ 24	大阪府豊中市本町4丁目1番22号第15千里ビルB1	
フキ設株式会社	大阪市都島区大東町2丁目3番16号	
大領建設株式会社	大阪市住吉区大領3丁目7番4号	
a1 技研株式会社	大阪市鶴見区緑2丁目1番12号ハイツみやび1F	

株式会社鶴原工務店枚岡支部	大阪府東大阪市新町 22 番 2 号
株式会社アクティホーム	大阪府豊中市岡町北 3 丁目 2 番 17 号
幡多住宅設備	大阪府門真市北岸和田 1 丁目 8 番 37-2 号
柴環境株式会社	大阪府八尾市太田 4 丁目 62 番地
水回りのジャッカルサービス	大阪市北区中津 6 丁目 13 番 20 号中川ビル 1 F
藤森工業	大阪府枚方市田口山 2 丁目 25 番 11 号
株式会社 K' sCorporation	大阪市東淀川区東中島 1 丁目 17 番 18 号

(水道局工務部給水課)